

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
(概ね 5 年間で実施する取組の状況)

平成30年6月9日

木曾川下流水防災協議会

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(概ね5年間で実施する取組の状況)

資料-2

木曾川下流水防災協議会 平成30年6月9日

1)洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組

| 事項 | 項目 | 内容 | 区分 | | 概ね5年間で実施する取組 | | | | | | | | |
|------------------|----------------|---|---|--|---|---|--|--|---|------------------------------|---|--|---|
| | | | 課題 | まとめ | | | | | | | | | |
| | | | | | 取組状況(H29) 桑名市 | 取組状況(H29) 海津市 | 取組状況(H29) 弥富市 | 取組状況(H29) 愛西市 | 取組状況(H29) 木曾岬町 | 取組状況(H29) 津島市 | 取組状況(H29) 蟹江町 | 取組状況(H29) 飛島村 | |
| 情報伝達・避難計画等に関する事項 | 河川水位等の情報提供等 | 洪水予報の提供 | ・発表している内容や用語等の情報が分かりにくい ・公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない ・洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに 対し、住民の理解の向上が必要 | 1-A | ・氾濫域にある全ての市町村との間で市町村の避難勧告と連動したタイムラインの策定・運用 | 水防計画に洪水予報を位置付け | 水防計画に洪水予報位置づけ済 | 出前講座や職員防災教育などで職員、住民に周知し早めの避難の促進に役立てている。 | ・日光川については平成30年度に愛知県が見直しを行っているため平成31年度に日光川・領内川のタイムラインを作成する予定 | ・水防計画に洪水予報を位置付け | ・水防計画に洪水予報を位置付け | ・住民に対して、防災講習会等により関連知識、情報の入手手段等について引き続き普及に努める | 村独自のタイムラインは策定済み 今後は、河川管理者等との調整予定 |
| | ホットラインの実施 | ・ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が不十分 ・ホットラインの訓練が未実施 | 1-B | ・堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達(ホットライン)における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施 | ホットラインの位置付けについて首長を含む役所内に周知 | ・関係組織連絡先を「災害対策本部必携」に綴ってある。 ・台風関係係組織より情報提供あり | ホットラインについて首長に周知 | ・ホットラインについて首長に周知 | ・ホットラインについて、首長・関係管理職に周知 | ・ホットラインについて、首長・関係管理職に周知 | ・ホットラインについて、首長・関係管理職等に開設を周知 | ・ホットラインについて、首長・関係管理職に周知 | |
| | タイムラインの策定 | ・氾濫域にある一部の市町村とのタイムラインが未策定 | 1-C | ・氾濫域にある全ての市町村との間で市町村の避難勧告と連動したタイムラインの策定・運用 | H28.5に木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 | タイムライン策定済み | 木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済み | ・木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 ・愛知県作成のタイムラインをベースとし日光川、領内川のタイムラインを作成 | ・木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 | ・木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 | ・木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 | ・国、県等の助言を受け29年度策定、今後、状況の変化に応じた改訂を実施 | 木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定また、村独自のタイムラインも策定済み |
| 避難勧告等の発令 | 避難勧告等の発令 | ・各市町村の避難勧告等の発令状況が、河川管理者、各市町村間で適時・適切に把握できていない | ・木曾三川に係る市町村の避難勧告等の発令状況の木曾川下流河川事務所HPでの一括公表及び一括公表に向けた発令状況伝達ルールの確立 | 1-D | 地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 | 地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 | 地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 | ・現行の避難勧告等の判断・伝達マニュアル発令基準について愛知県の見直し後31年度に見直しを行う | ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに発令基準を記載 | ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに発令基準を記載 | ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの検証を通じて必要な改訂を推進 | 地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 | |
| | | | | 1-E | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う広域避難の実現のために解決すべき課題 ・犠牲者ゼロ実現に向け、気象情報を活用した早期避難(台風上陸36～24時間前)の意思決定基準を定めることが必要 ・管内市町村の連携のもとで整合がとれた広域避難の意思決定を行うとともに、国や県なども含めた意思決定体制および指揮系統を整備することが必要 | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 | | | 平成29年6月に開催された木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトにて関係首長と情報共有や今後の課題などをディスカッションした。 | | | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で広域避難の意思決定タイミング等の検討 | |
| | 広域避難 | 避難場所の指定状況 | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う広域避難の実現のために解決すべき課題 ・避難先の選定、拡充を図ることが必要 ・地区単位での避難先および避難経路の設定が必要 ・逃げ遅れた住民の避難誘導に向けて、自宅や高層建物への垂直避難の緊急避難の方針、誘導方策の検討が必要 | 1-F | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定 ・逃げ遅れた住民の緊急避難誘導体制の確立 | | | ・広域避難先の確保や避難方法、避難するタイミング等を検討していく。 | | | | 避難先市町との協定及び連携強化 避難所の建設 | |
| | 避難誘導の主体 | ・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる | 1-G | ・避難誘導実施者との連絡体制の再確認及び夜間、荒天時における避難誘導体制の検討 | 地域防災計画に誘導体制について記載 | 地域防災計画に誘導体制について記載 | ・二次被害防止のため、避難困難時の避難行動を回避 | ・地域防災計画に誘導体制について記載 | ・地域防災計画に誘導体制について記載 | ・避難準備情報の発表を活用し、避難困難時の避難行動を回避 | ・避難誘導の中心となる消防団員の活動を円滑に行うため、消防団活動マニュアルを策定している。 | | |
| 避難に資する設備等に関する事項 | 避難に資する設備等の整備状況 | 防犯業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況 | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う広域避難の実現のために解決すべき課題 ・広域避難におけるバスのニーズの把握が必要 ・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要 ・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要 ・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要 | 1-H | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難におけるバスの活用 ・広域避難における鉄道の活用 | | | ・市バスによる区域外への避難訓練の実施 | | | | 村内の各所に一時避難所を建設 同報無線を30年度より更新予定 | |
| | | | | 避難に関する協定締結 | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う広域避難の実現のために解決すべき課題 ・避難所使用等に関する協定の締結推進が必要 ・受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要 ・広域避難の全体最適を求めると、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要 | 1-I | ・木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難先の確保 ・避難経路の設定 | | | ・近隣市町村との避難に関する応援協定を締結していく。 | | 市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結 | 近隣市町村との避難に関する応援協定を締結 |
| | 避難に資する設備等の整備状況 | ・避難所の拡充に伴い、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり | 1-J | ・円滑かつ迅速な避難のための避難所までの案内看板等の設置の拡充 | ・同報系防災行政無線を桑名市53箇所を整備。 | 移動系防災行政無線設備整備予定(H31～H32) | 平成31年度移動系・同報系無線移設 | ・指定緊急避難場所への看板設置について幹部にて構成されたワーキンググループにて検討し、次年度へ向けて話し合いを行った。 | ・同報系防災行政無線・戸別受信機のデジタル化 | 避難所に看板を設置 | ・避難所までの誘導案内の設置 ・平成30年度防災行政無線を更新 | 避難所への誘導看板の設置 平成30年度防災行政無線の子局更新 | |

2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

| 事項 | 項目 | 内容 | 区分 | | 概ね5年間で実施する取組 | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|--|--|-----|---|---|---|--|---|---|--------------------------------------|---|---|--|
| | | | 課題 | まとめ | 取組状況(H29) 桑名市 | 取組状況(H29) 海津市 | 取組状況(H29) 弥富市 | 取組状況(H29) 愛西市 | 取組状況(H29) 木曾岬町 | 取組状況(H29) 津島市 | 取組状況(H29) 蟹江町 | 取組状況(H29) 飛島村 | | |
| 住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | 想定される浸水リスクの周知 | 浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表 | ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び家屋倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域等が未公表 ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定が必要 | 2-A | ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の策定・公表 | 下記の洪水ハザードマップにて対応。 | | | | 木曾川・長良川L2と愛知県から公表される予定の浸水想定区域図により洪水ハザードマップの作成を進め公表する。 | | | | 次年度にL2想定が発表予定のため、村でも平成30年度にハザードマップ等を策定予定 |
| | | | ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・公表 | | 洪水ハザードマップをH20.5に作成し、全戸配布するとともに市HPで公表 | 29年度ハザードマップの作製配布(30.4.1全戸配布) | 弥富市に關係する日光川等の河川のL2想定が揃った時点でハザードマップ等を更新予定 | ・見直された浸水想定により洪水ハザードマップを平成31年度に作成、公表する予定。 | ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し | ・津島市防災ハザードマップを平成27年度に作成し、平成28年4月に全戸配布するとともに市HPで公表した。 | ・蟹江町に關係する河川のL2想定が揃った時点でハザードマップ等を更新予定 | 国・県の発表する洪水浸水想定区域図を基に、今後村独自のハザードマップ等を策定する予定 | | |
| 住民等への情報伝達 | 住民等への情報提供 | 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う広域避難実現のために解決すべき課題 ・観光客(外国人等)への提供が必要 | | 2-B | 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・観光客の避難誘導・支援の検討・体制確立 | | | | | 防災訓練などで区域外避難を行っていたら体験していただいた。 | | | | 防災ラジオの普及 同報無線の内容を自動応答装置 |
| | CCTVカメラ映像の提供 | ・より多くのCCTVカメラ映像を公開していく必要あり ・より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり | | 2-C | ・洪水に対しリスクの高い箇所を確認できるCCTVカメラ等の整備及びCCTVカメラ映像の提供箇所の拡充、市町村HPでの公開の拡充 | 木曾川下流河川事務所のHPとリンク | | CCTVのカメラ映像を庁舎建設に合わせて検討予定 | 河川監視カメラの情報提供をいただきながら災害対応業務を行った。 | ・河川監視カメラを役場防災指令本部及び木曾岬町防災センターに整備 | ・蟹江町HPと関係機関とのHPのリンクの推進 | | 河川監視カメラを2箇所設置カメラの映像については災対本部にて受信 | |
| 避難に関する教育、訓練 | 避難に関する広報 | 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う広域避難実現のために解決すべき課題 ・広域避難が必要と思われる場合の早期段階における住民避難の促進のための広報のあり方、戦略を検討することが必要 ・広域避難に伴う早期避難に対する住民受容、理解促進を図ることが必要 ・地域の水災害リスク、広域避難の必要性に関する理解、主体的な意思決定による広域避難や日頃からの備えの促進を図ることが必要 ・より有効な意識啓発や共助支援のための資料・ツールの作成が必要 ・大規模水害に対する社会的気運を醸成するための意識啓発の実施が必要 | | 2-D | 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 ・地域住民の自助力・共助力の向上 | | | | | 市総合防災訓練や立田地区自主防災会合同防災訓練などで高所避難体験を通じ洪水時の避難行動を学んでいた。 | | | | |
| | 避難に関する教育 | ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり | | 2-E | ・学校、自治会、定住外国人等に対する水害教育の拡充 | 自治会、自主防災組織、各団体からの要望に対して、防災指導員による出前講座を実施している。 | ・自治会、自主防災組織、各団体からの要望に対して、危機管理課員による出前講座を実施している。 ・小・中学校では木曾川下流河川事務所による水防災教育を実施 | 出前講座やコミュニティ防災訓練、防災WSなどで防災啓発を実施 | ・住民より依頼がある場合、出前講座を実施。 ・市広報紙にて防災コーナーの掲載をし備えについて考えていただいた。 | ・自主防災組織、学校、幼保園、各種団体、企業、外国人、要配慮者施設へ出向き、防災指導員による出前講座を実施 ・避難所開設訓練を防災支援委員の指導のもと支援 | 町内会から要望があった場合に出席講座を開催 | ・町内会に対して防災学習会を実施するとともに防災訓練を支援 ・地区防災計画の策定推進により、意識の向上を図る | 地区避難所での防災講話等の実施 平成30年度には避難所にて防災フェスタを開催予定 | |
| | | 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」で取り扱う広域避難実現のために解決すべき課題 ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要 | | 2-F | 「木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト」での取組 ・地域住民の自助力・共助力の向上 | | | | | ・市総合防災訓練や立田地区自主防災会合同防災訓練などで児童、生徒に訓練に参加してもらった。 | | | | 乳幼児の親に向けた防災教育の実施 |
| | 避難に関する訓練 | ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり | | 2-G | ・円滑かつ迅速な避難に向けた関係機関が連携した避難訓練の実施 | 計画はあるが、策定期間は未定。 自主防災訓練は、桑名市小学校区30箇所を3年に1回実施するローテーションで実施。年間9～11箇所で開催。 | 自主防災組織等で訓練を実施(47組織・延べ54回・4,267名参加) | 学区単位の防災訓練を実施 | 地区や小学校区単位で、市の防災訓練等を実施(H29.8.26市の防災訓練、H29.10.15立田地区自主防災会合同防災訓練、H29.12.17永和学区市民防災訓練を実施) | ・毎年9月第1日曜日に全町民を対象とした防災訓練を実施 ・住民においては各避難所単位の、発災から避難所開設初期までの訓練をし、職員においては災対本部の運営及び各課役割分担に沿って訓練を実施 | ・学区単位で、自主防災訓練を実施している。 | ・防災訓練において、緊急避難場所への避難訓練の実施を推進 | 防災訓練や避難所見学会等で避難所までの避難訓練を実施 | |

3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

| 事項 | 項目 | 内容 | 区分 | | 概ね5年間で実施する取組 | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------|--------------------------|---|-----|--|---|---|--------------------------------------|--|---|--|--|--|-------------------------------------|
| | | | 課題 | まとめ | | | | | | | | | | |
| | | | | | 取組状況(H29) 桑名市 | 取組状況(H29) 海津市 | 取組状況(H29) 弥富市 | 取組状況(H29) 愛西市 | 取組状況(H29) 木曾岬町 | 取組状況(H29) 津島市 | 取組状況(H29) 蟹江町 | 取組状況(H29) 飛鳥村 | | |
| 水防活動・水防体制に関する事項 | 河川水位等の情報提供等 | 水防情報の提供 | ・一般向けに公開している「川の防災情報」等を水防活動実施者が充分活用されていないおそれあり | 3-A | ・氾濫域にある全ての市町村との間で市町村の避難勧告と連動したタイムラインの策定・運用 | | 水防計画に水防警報を位置付け | 川の防災情報を出前講座などで住民に周知 | ・木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 | ・木曾川下流河川事務所との間でタイムラインを策定 | | | ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル運用のための理解及び必要な知識の習得を推進 | 村独自のタイムラインは策定済み 今後は、河川管理者等との調整予定 |
| | 水防活動の実施体制 | 水防活動の実施者 | ・水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている ・サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 | 3-B | ・避難誘導実施者との連絡体制の再確認及び夜間、荒天時における避難誘導体制の検討 | ・水防活動は消防団が実施。 ・毎年6月に桑名市消防団(水防団)が水防訓練を実施。 | 水防活動は消防団が実施 | 水防活動に関しては消防団が実施予定。海部地方防災訓練にて水防団として参加 | ・災害時の消防団員の活動を円滑に行うため愛西市消防本部水防活動基準の消防団の災害応急対策活動における行動マニュアルを策定。市防災担当と消防本部で重要水防箇所の巡視を実施 | ・水防活動は、消防団が実施 | ・水防活動は消防団が実施する。 ・避難誘導の中心となる消防団員の活動を円滑に行うため、消防団活動マニュアルを策定している。 | ・水防活動の主体は消防団 ・町内会等による住民主体の避難訓練の推進 | 水防活動は消防団が兼務して実施する。 避難誘導の中心となる消防団員の活動を円滑に行うため、消防団活動マニュアルを策定している。 | |
| | 水防資機材の整備状況 | 水防資機材の備蓄状況 | ・複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 ・各機関の備蓄情報が共有されていない ・資機材の提供ルールが定まっていない | 3-C | ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 | ・水防倉庫を30箇所設置済み。 | 水防倉庫32箇所を年1回点検するとともに、備蓄資材を計画的に補充 | 水防倉庫を市内8か所に設置済み | ・水防倉庫の資機材において、数量等を管理台帳にて把握 | ・水防活動の拠点となる木曾岬町防災センター3月末整備 ・水防倉庫5箇所を年1回点検するとともに、備蓄資材を計画的に補充 | ・土のう袋や木杭など備蓄品は、海部地区水防事務組合が管理している。 | ・防災倉庫を整理し、即応態勢を向上 ・水防倉庫の整理を継続実施中 | 土のう袋や木杭など備蓄品は、海部地区水防事務組合が管理。 村としても、水防資器材を購入 | |
| | 重要水防箇所の公表等 | 重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施 | ・重要水防箇所が認知されていない | 3-D | ・重要水防箇所等、洪水に対してリスクの高い箇所の周知の方法の検討及び水防活動実施者との連携強化を図るための合同巡視の実施 | 木曾川下流河川事務所が実施する合同巡視に参加。 | 水防活動を担う方との連携強化を図るため、合同巡視を実施 | 地域防災計画に記載して周知を行っている。 | ・水防計画に重要水防箇所の記載あり。 | | | ・蟹江町HPの地域防災計画付属資料において公表中 ・重要水防箇所に関するパトロール体制等について地域防災計画を修正 | 愛知県等と合同巡視を実施 | |
| 市町村庁舎の水害時における対応に関する事項 | 市町村庁舎の浸水対策 | 市町村庁舎の浸水対策の実施状況 | ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が未公表のため、木曾川下流河川事務所から市町村に想定浸水深を提供できていない | 3-E | ・想定し得る最大規模の降雨による市町村庁舎の想定浸水深の提供及び対策の必要性の検討 | 自家発電機を屋上に移転させるため、浸水対策本部を3階に設置 | 浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策本部を3階に設置 | 十四山支所の非常用発電機を2階に設置 | GLより1.8m高に1階フロアがあり、1階の全ての出入り口に高さ60cmの止水板が設置できようになっている。また、災害対策本部は庁舎3階に設置する | ・複合型施設が完成、1階をピロティとして中間免震を採用した行政棟の4階に、防災指令本部、資機材倉庫、防災行政無線室および排水機集中管理室等、防災拠点を設置 | ・浸水想定区域内に庁舎があるため、災害対策本部を3階に設置する。 | ・町全域が浸水想定区域内となっているため、庁舎内の防災機材等の浸水対策を計画 | 浸水想定より高い2階部分に災害対策本部を設置 | |
| 氾濫水の排水に関する事項 | 排水設備の操作・運用 | 排水設備の操作・運用状況 | ・排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有できていない | 4-A | ・浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化 | ・樋門・水門等の定期的な点検を実施。 | 樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施 | 平常時から水門を運用している。 | ・河川や排水路を管理する各々の土地改良区により操作規則を定めて樋門の開閉や排水機の操作を行っている。 | ・平常時から、排水機場の運転管理を土地改良区に委託 | | | 排水設備は土地改良区が操作・運用している。 | |
| | 災害対策車両等の操作・運用 | 災害対策車両等の操作・運用状況 | ・木曾川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への周知が不十分 | 4-B | ・災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施 | | | | ・市総合防災訓練にて木曾川下流河川事務所所有の災害対策車両を活用し地域住民への周知等を行った | | | | 災害時に公用車を避難させるための立体駐車場を設置 | |
| | 排水計画 | 排水計画の策定状況 | ・より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要 | 4-C | ・早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施 | | | | 海部地区水防事務組合や関係機関と検討していく。 | | | | | |

4) 河川管理者によるハード対策(洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策)

| 事項 | 項目 | 内容 | 区分 | | 概ね5年間で実施する取組 | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------------|-------------------|------------------------------------|-----|--|------------------------------------|--|--|--|---|-----------------------------|-----------------------|----------------|--|
| | | | 課題 | まとめ | | | | | | | | | | |
| | | | | | 取組状況(H29) 桑名市 | 取組状況(H29) 海津市 | 取組状況(H29) 弥富市 | 取組状況(H29) 愛西市 | 取組状況(H29) 木曾岬町 | 取組状況(H29) 津島市 | 取組状況(H29) 蟹江町 | 取組状況(H29) 飛鳥村 | | |
| 河川整備に関する事項 | 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施 | 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況 | ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり | 5-A | ・洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 | 対象工事実施中(流下能力対策) | 対象工事実施中(流下能力、浸透、バイピング対策) | | 対象工事実施中(流下能力対策) | | | | | |
| | 危機管理型ハード対策の実施 | 危機管理型ハード対策の実施状況 | ・一部、天端の保護が未施工の区間あり | 5-B | ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施 | | 対象工事実施済(天端の保護) | 対象工事実施中(流下能力対策) | | | | | | |
| その他防災・減災に資する整備に関する事項 | 防災拠点等の整備 | 防災拠点等の整備状況 | ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要 | 5-C | ・迅速な防災活動に資するための防災活動拠点の整備 | 星見ヶ丘地内(市内丘陵地)に防災拠点施設を整備(H28~H32予定) | | 平成32年1月を目標に本庁舎を建設中 | ・協定により指定緊急避難場所、指定避難所の追加。 | | | ・災害対策本部等の機能向上を継続実施中 | 地区避難所を新規に5か所建設 | |
| | | | ・防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施 | | | 西小島地内に防災拠点施設を整備予定 | 保育所の屋上避難場所の整備や民間施設との協定を結び緊急時避難場所を整備している。また防災WSなどで緊急時避難場所や垂直避難等を周知している。 | 平成29年度中に民間施設1箇所と一時避難所の協定を締結。市内の高校2箇所と今年度中に一時避難所の指定を文書で取交す予定 ・旧永和荘跡地に平成34年度から供用開始できるよう愛知県が広域防災活動拠点を整備。今年度は永和荘取り壊しの実施設計を発注。 | ・北部地区避難タワーを整備 ・木曾岬町防災センター(源地区河川防災ステーション内)を3月末整備 ・鍋田川(上流・下流)排水機場に外付け階段を整備 | ・H29年度に市内で一時避難所を2箇所追加した。 ・防災公園を2カ所整備予定(平成31年度) | ・防災訓練等を活用し、自衛隊担当者による現地確認を推進 | 避難所運営マニュアルや避難所手引き等を作成 | | |

3)洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

| 事項 | 項目 | 内容 | 区分 | | 概ね5年間で実施する取組 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------|--------------------------|---|-----|--|------------------|---|------------------|------|--------------------------------------|-----------------------|---------------------|------|--------------------|---------------------------|-----------------|--|
| | | | 課題 | まとめ | 県 | | | 気象台 | | | | ダム管理者 | | | | | |
| | | | | | 取組内容 | 取組状況(H29) 岐阜県 | 取組状況(H29) 愛知県 | 取組状況(H29) 三重県 | 取組内容 | 取組状況(H29) 岐阜地方気象台 | 取組状況(H29) 名古屋地方気象台 | 取組状況(H29) 津地方気象台 | 取組内容 | 取組状況(H29) 木曽川上流 | 取組状況(H29) 水機構 | | |
| 水防活動・水防体制に関する事項 | 河川水位等の情報提供等 | 水防情報の提供 | ・一般向けに公開している「川の防災情報」等を水防活動実施者が充分活用されていないおそれあり | 3-A | ・氾濫域にある全ての市町村との間で市町村の避難勧告と連動したタイムラインの策定・運用 | | | | | タイムライン策定に関する助言 | | | | | | | |
| | 水防活動の実施体制 | 水防活動の実施者 | ・水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている ・サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 | 3-B | ・避難誘導実施者との連絡体制の再確認及び夜間、荒天時における避難誘導体制の検討 | | | | | | | | | | | | |
| | 水防資機材の整備状況 | 水防資機材の備蓄状況 | ・複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 ・各機関の備蓄情報が共有されていない ・資機材の提供ルールが定まっていない | 3-C | ・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 | 引き続き水防資機材の拡充を図る | 備蓄資機材の確認と補充(随時) | | | | | | | 引き続き防災用機材の拡充を図る | 【継続実施】 備蓄資機材の定期的な確認と補充 | 引き続き防災用機材の拡充を検討 | |
| | 重要水防箇所の公表等 | 重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施 | ・重要水防箇所が認知されていない | 3-D | ・重要水防箇所等、洪水に対してリスクの高い箇所の周知の方法の検討及び水防活動実施者との連携強化を図るための合同巡視の実施 | | 市町村、水防団(消防団)、地元住民代表と重要水防箇所の合同巡視を実施(H29.5) | | | | | | | | | | |
| 市町村庁舎の水害時における対応に関する事項 | 市町村庁舎の浸水対策 | 市町村庁舎の浸水対策の実施状況 | ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が未公表のため、木曽川下流河川事務所から市町村に想定浸水深を提供できていない | 3-E | ・想定し得る最大規模の降雨による市町村庁舎の想定浸水深の提供及び対策の必要性の検討 | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫水の排水に関する事項 | 排水設備の操作・運用 | 排水設備の操作・運用状況 | ・排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有できていない | 4-A | ・浸水被害発生時における迅速な排水に資するための排水設備の位置、規模等の情報の共有化 | 平成28年度から検討実施 | 揖斐川流域水防協議会において、県及び市町が管理する排水機場、樋門及び陸間の操作・運用について共有(H29.7) | | | | | | | | | | |
| | 災害対策車両等の操作・運用 | 災害対策車両等の操作・運用状況 | ・木曽川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への周知が不十分 | 4-B | ・災害対策車両の機能等の周知を図るための防災イベント等における積極的な展示及び市町村、県等を含めた防災業務従事者の操作技術習得のための操作訓練の実施 | | | | | 毎年6月第1日曜日に開催する海部地方総合防災訓練において展示及び操作訓練 | | | | | | | |
| | 排水計画 | 排水計画の策定状況 | ・より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要 | 4-C | ・早期の復旧、復興のため、氾濫水を迅速に排水するための排水計画の改定の実施 | | | | | | | | | | | | |

4)河川管理者によるハード対策(洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策)

| 事項 | 項目 | 内容 | 区分 | | 概ね5年間で実施する取組 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------------|-------------------|------------------------------------|-----|--|------------------|------------------|------------------|------|----------------------|-----------------------|---------------------|------|--------------------|------------------|--|--|--|
| | | | 課題 | まとめ | 県 | | | 気象台 | | | | ダム管理者 | | | | | | |
| | | | | | 取組内容 | 取組状況(H29) 岐阜県 | 取組状況(H29) 愛知県 | 取組状況(H29) 三重県 | 取組内容 | 取組状況(H29) 岐阜地方気象台 | 取組状況(H29) 名古屋地方気象台 | 取組状況(H29) 津地方気象台 | 取組内容 | 取組状況(H29) 木曽川上流 | 取組状況(H29) 水機構 | | | |
| 河川整備に関する事項 | 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施 | 洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況 | ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり | 5-A | ・洪水氾濫を未然に防ぐための対策として、流下能力対策、浸透対策、バイピング対策の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| | 危機管理型ハード対策の実施 | 危機管理型ハード対策の実施状況 | ・一部、天端の保護が未施工の区間あり | 5-B | ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう天端保護の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| その他防災・減災に資する整備に関する事項 | 防災拠点等の整備 | 防災拠点等の整備状況 | ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要 | 5-C | ・迅速な防災活動に資するための防災活動拠点の整備 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 引き続き実施 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |